



離婚給付契約公正証書

(契約目的)

第1条 夫 ■■A (以下、「A」という。) と妻 ■■B (以下、「B」という。) は、両者間の未成年の長女 C (平成□□年□月□日生、以下、「C」という。) の親権者をBと定めて協議離婚 (以下、「本件離婚」という。) をすること、並びにその離婚届出は、この公正証書作成後、A・Bが協力して速やかに行うこととし、Cの監護養育、養育費、面会交流、財産分与等について、次条以下の約定によることを平成□□年□□月□□日合意して、この契約を締結する。

(子の監護・養育)

第2条 A及びBは、本件離婚後におけるCの監護養育者をBと定める。

2 Bは、本件離婚後、Cを監護養育する。

【例：養育費の支払いがある場合】

(養育費の支払)

第3条 Aは、Bに対し、Cの養育費として、次のとおり支払義務のあることを認め、これを毎月末日限り【注その月の

分を毎月末日までに】、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。支払いに要する費用【④金融機関の振込手数料】は、Aの負担とする。

【例：自動送金システムを利用する場合】

支払いには、●●銀行の定額自動送金サービスを申し込み、利用する。管理手数料は、Aの負担とする。

【例：満20歳までの場合】

平成□□年□月からCが満20歳に達する日の属する月まで、1か月金●万円ずつ。

【例：将来の事情変更を考慮する場合】

2 将来、物価の変動、A又はBの再婚、失職その他の事情の変更があったときは、AとBは、Cの養育費の変更について誠実に協議し、円満に解決するものとする。

【例：養育費の支払いがない場合】

（養育費不請求の合意）

第3条 Bは、Aに対し、当事者双方に事情の変更のない限り、Cの養育費を請求しない。

【例：将来の特別出資の負担を考慮する場合】

（特別出費の負担）

第4条 Bは、Cについて、病気や怪我等による特別の出費

があったときは、Aに対し応分の負担を申し入れることができるものとする。

2 Aは、Bから前項に定める申入れがあったときは、誠実に対応しなければならない。

【例：子供との面会交流】

（面会交流）

第5条 Bは、AとCとの面会交流を次の約定の下に認める。

- ① AがCと面会交流をもちたいときは、事前に、その旨をBに申し入れ、Bの承諾を得た後に面会交流を実施する。
- ② Bは、Aから前号に定める面会交流の申入れを受けたときは、Cの健康状態、情緒安定に留意し、人格形成などに十分配慮したうえで、Aに対し、面会交流の可否を回報する。
- ③ 面会交流の日時、場所及び具体的方法などについては、A及びBにおいて協議して決める。

2 Cに意思能力が備わった後（満15歳以後）におけるAとCとの面会交流は、Cの意思に任せるものとする。

【例：慰謝料の支払いがある場合】

（慰謝料）

第6条 Aは、Bに対し、本件離婚に伴う慰謝料として、金●●●万円の支払義務あることを認め、これを次のとおり、Bの指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により支払う。支払いに要する費用【**④金融機関の振込手数料**】は、Aの負担とする。

① 平成□□年□月から同□□年□月まで、1か月金●●万円ずつ。

② 平成□□年7月から同□□年12月まで毎年7月及び12月に、各々金●●万円ずつ加算する。

【例：誓約条項を入れる場合】

（誓約事項）

第7条 AとBは、互いに、相手方の生活を尊重することとし、相手方の生活に干渉したり、誹謗中傷するなど相手方の名誉を傷つける行為は行わないことを誓約する。

【例：通知条項を入れる場合】

（通知事項）

第8条 Aが住所、居所、勤務先、又は連絡先【**④携帯電話番号・メールアドレスと記載することも可能です**】を変更したときは、Aは、直ちにBに通知する。

2 Bが住所、居所、連絡先又は振込先を変更したときは、
Bは、直ちにAに通知する。

【例：清算条項を入れる場合】

（清算条項）

第9条 A及びBは、本件離婚に関し、以上をもってすべて
解決したものとし、名目の如何を問わず、互いに何らの請
求をしない。

【金銭債務がある場合には、強制執行認諾条項を入れます】

（強制執行認諾）

第10条 Aは、この契約に基づく金銭債務の履行を遅滞し
たときは、直ちに、強制執行に服する旨陳述した。